

ちゅうおう 消費者だより

P1 新しいサイトができました！
P2～3 悪質商法とクーリングオフ
P4 出前講座
平成24年度消費生活センターの主な事業

第152号
平成24年4月

編集発行
中央区
消費生活センター
☎ 03-3546-5332

中央区消費生活センターのホームページに、新しいサイト

「保護者の皆様へ～子どもを守る～」 ができました！

身近に起こりうる消費者トラブルから子どもたちを守るため、保護者の皆様に向けて、携帯電話の利用に伴うトラブルをはじめ、子どもが被害にあいやすい消費者問題などをご紹介します。

トップページ左側の



ここをクリック!!

ぜひ、ご覧ください。

<http://chuo-consumer.genki365.net/>



- 1 家庭でケータイのルールを決めましょう
- 2 子どもを事故から守りましょう
- 3 買い物について考えましょう
- 4 子どもとエコライフしましょう

消費生活相談

「困ったな」「おかしいな」と思ったら、すぐ相談!!

消費生活相談専用ダイヤル ☎ 03-3543-0084

平日（月～金曜日）午前9時から午後4時まで

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、事故等についての相談を、専門の相談員がお受けしています。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



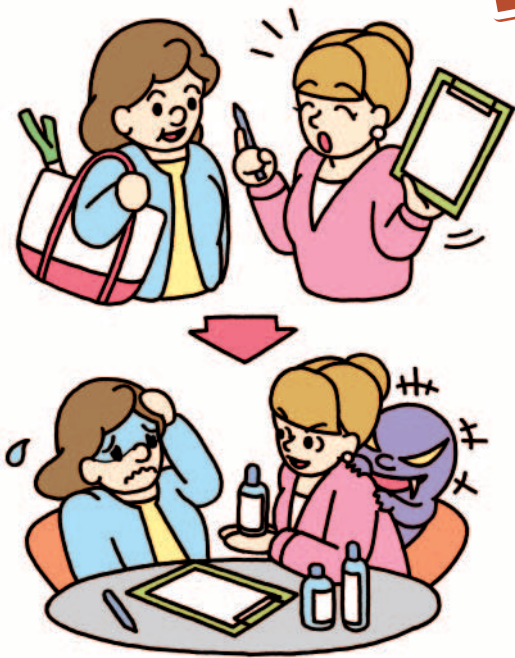
悪質商法の

だまされたくない ようにしましょう

代表的な手口を知って

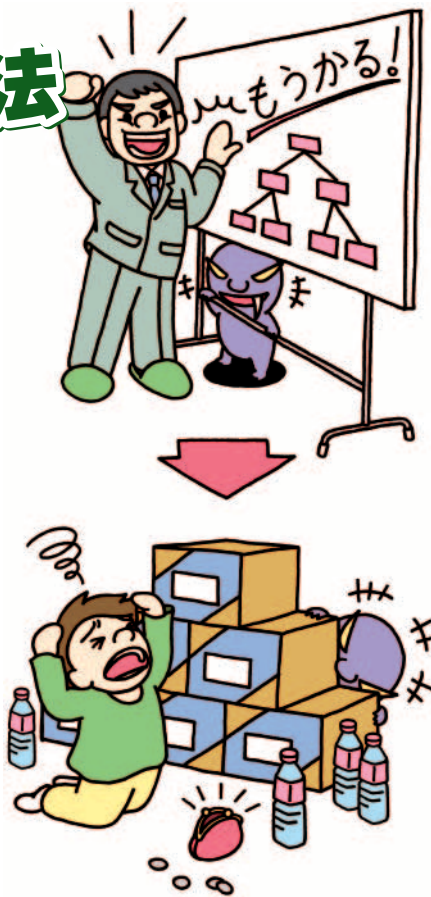
だましのプロに、だまされないために、
商品や契約などの正しい知識を
身につけて、勧誘を受けても
必要ないときははっきり断りましょう。

キヤッチセールス



●だましのパターン
街中でアンケートを理由に声をかけられ、
ついて行ったら、高額の商品を勧められ、
断りづらい雰囲気になって契約をせままる。
◎だまされないために
見知らぬ人の誘いに気軽に応じない。
勧誘されてもいらぬものは、きっぱり断ること。

マルチ商法



●だましのパターン
「いい仕事がある」と知人に誘われて説明会に行ったら、
人を誘って会員を増やせば必ずもうかると言われて、
入会するための高額な商品を購入させられる。
◎だまされないために
必要のない勧誘は、たとえ知人であってもはっきり断る。
「確実にもうかる」なんて甘い言葉は信じないこと。

契約解除には クーリング・オフ制度を 利用しましょう!

突然の勧誘や強引な勧誘を受けて、納得しないままに契約してしまった場合、一定の期間内であれば、無条件で契約をやめることができる制度をクーリング・オフと言います。書面で契約した相手に簡易書留や内容証明で通知し、きちんと証拠が残る方法で解約を通知します。

クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。		
取引内容	適用対象	クーリング・オフできる期間
訪問販売	キャッチセールス アポイントメントセールス等	8日間 (契約書を受け取った日を含めて)
電話勧誘販売	電話加入による取引	
特定継続的 役務提供	エステ、語学教室、家庭教師 学習塾、パソコン教室、 結婚情報サービス	
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間 (契約書を受け取った日を含めて)
業務提供 誘引販売取引	内職商法、モニター商法	

*通信販売は、原則クーリング・オフできません。
*消耗品(化粧品、健康食品など)で使用した分は原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの方法

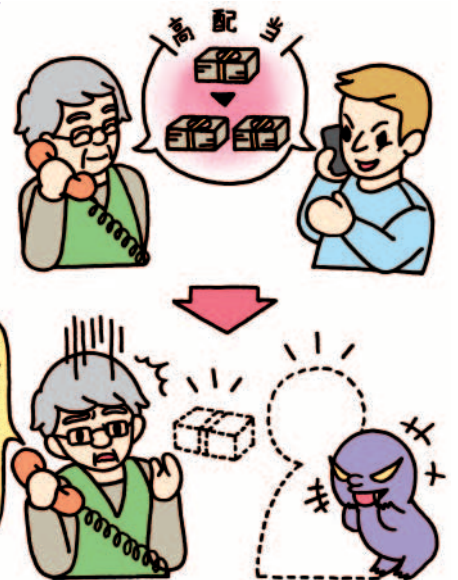
必要事項をはがきを書いて両面コピーをとって保管します。

はがきは、郵便局の窓口から簡易書留や内容証明などで出します。支払ったお金は全額返金されます。商品引取り料金は業者負担です。

❖ 下記のように記入したはがきを販売会社へ提出してください ❖

<p>契約解除通知書</p> <p>契約年月日 平成〇〇年〇月〇日</p> <p>商品名 〇〇〇〇</p> <p>契約金額 〇〇〇〇円</p> <p>右記日付の契約は解除します。 支払い済みの〇〇円を返金してください。 商品は引き取ってください。</p> <p>平成〇〇年〇月〇日 (契約者住所) 中央区中央〇丁目〇番〇号 (契約者氏名) 相談 太郎</p>	<p>50円</p> <p>〇〇〇〇〇〇</p> <p>販売会社の住所</p> <p>〇〇販売株式会社</p> <p>代表者 様</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

利殖商法



●だましのパターン
「高配当」「値上がり確実」
「必ずもうかる」と利益ばかりを強調し、投資話をしつこく勧めてくる。

◎だまされないために
投資で「絶対にもうかる」「元本保証」などの言葉を使うのは違法です。
うまい話しかない業者はあやしいと疑う。
少しでも仕組みが理解できないものは手を出さないこと。

点検商法



●だましのパターン
突然家に来た業者が、「無料点検」と称して家を点検し
「このままだと危ない」などと不安をあおって高額な工事契約をせまる。

◎だまされないために
「無料点検」と言われても安易に信用しない。
家族に相談し、別の業者からも見積書をとって比較検討する。

出前講座

消費生活の知識の普及や消費者トラブルの未然防止のために、町会・自治会、高齢者クラブ、PTAなどの団体・グループが主催する講座や講演会に講師を派遣します。

講座内容

- ・エンディングノート（備忘録）
 - ・振り込め詐欺などの悪質商法（東京都の出前寄席と一緒に組み合わせることができます）
 - ・食品表示
 - ・身のまわりの危険（家庭内事故）
- その他の内容についてもご相談下さい。

費用

講師謝礼は中央区で負担します。

会場

区内（申込者が用意して下さい）

申込方法

原則として、派遣を希望される日の二カ月前までに電話で申込んでください。

申込（問合せ）先

中央区消費生活センター

電話 03(3546)5332

平成24年度 消費生活センターの主な事業

◆ 消費生活相談

消費生活相談員が消費生活に関する相談をお受けします。

中央区役所 1階 中央区消費生活センター
平日（月～金曜日）午前9時から午後4時まで
消費生活相談専用ダイヤル 03(3543)0084

◆ 出張相談

毎月1回、特別出張所へ消費生活相談員が出張して消費生活相談を行います。

- ・日本橋特別出張所 毎月第3火曜日
- ・月島特別出張所 毎月第4金曜日

平成24年度 出張相談日

	日本橋 特別 出張所	月島 特別 出張所		日本橋 特別 出張所	月島 特別 出張所
4月	17日	27日	10月	16日	26日
5月	15日	25日	11月	20日	22日
6月	19日	22日	12月	18日	28日
7月	17日	27日	1月	15日	25日
8月	21日	24日	2月	19日	22日
9月	18日	28日	3月	19日	22日

◆ 訪問相談

区役所や特別出張所への外出がむずかしい方に、消費生活相談員がご自宅などへ訪問します。

◆ 消費者コーナー

消費生活に関するパンフレットをそろえ、パネルの展示や雑誌・書籍も閲覧できます。また、消費者啓発用DVD・ビデオも貸し出しています。

◆ 消費生活講座

生活に身近な事柄や話題になっているものをテーマに取り上げ、専門の講師を招いて、消費生活に関する知識と理解を深めていただくためにを行います。

◆ 消費生活展 2012 （10月28日開催予定）

区民部・防災危機管理室・消費者友の会および生活に関連する参加団体により、パネルや展示品を使い、日常生活に役立つ情報を提供します。
※健康福祉まつりと同時開催予定

◆ 「消費者相談事例集」の発行

実際に中央区の消費生活相談に寄せられた中から、代表的な事例をまとめています。悪質商法の手法や、契約のトラブルの様々な事例を知ることにより、被害の未然防止に役立てていただくために発行します。

◆ 「中学生向けパンフレット」の発行

悪質商法や契約、携帯電話などによるトラブルの防止についてわかりやすく解説したパンフレットを、区内中学校の生徒へ配布します。